

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 11 月 30 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第1700331号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (国) 第1700040号

## 第1 結論

昭和60年\*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年\*月から平成元年3月まで

私の母親は、私が20歳になった頃に私の国民年金の任意加入手続を行い、私が大学院を卒業した平成元年3月まで国民年金保険料を毎月金融機関で納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、請求者に係る国民年金第3号被保険者資格(取得日は平成6年2月1日)の入力処理日(平成8年3月13日)から平成8年3月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することはできないことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成8年3月頃に初めて行われたと考えられ、請求者の母親が請求者が20歳になった頃に行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、上記入力処理日(平成8年3月13日)時点では、請求期間は国民年金の未加入期間である上、請求期間が国民年金の被保険者期間とされたのは、上記国民年金番号が平成9年1月1日に基礎年金番号として付番され、当該基礎年金番号に基づき20歳到達時(昭和60年\*月\*日)に遡って資格取得日とする処理が行われた平成13年2月20日であり、当該処理日時点においては、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

そのほか、請求者の母親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。